

第25回委員会(9/30)に提出された意見書(素案)に対する委員からの意見  
(2003/10/14 17:00 現在)

10/13 切で行っている意見募集に寄せられた意見を項目順に並べたものです。

意見	委員名 (敬称略)
はじめに	
<p>1～9の内容についてはほぼ異論ございません。</p> <p>それよりも、「はじめに」と「おわりに」のトーンが気になりました。河川管理者の原案を積極的に評価している点(苦言つきではありますが)、また流域委員会の活動を「成功」「斬新」と書いている点に違和感を感じます。</p> <p>淀川流域委員会と河川管理者の対話の中で形になったものはもちろん大きな一歩であり、「できたこと」としてアピールすべきですが、それに増して、「できなかった」ことをきちんと記しておくことが、今後の日本の河川行政へ本委員会の経験を生かす上で必要ではないでしょうか。</p> <p>たとえば私が最後まで気にかかっているのは、縦割り行政の限界の解決や住民主体の河川管理への道筋などを示せなかったことです。そしてその原因の一つは、国土交通省の設置による委員会というスタイルの限界なのではないかと思っており、またもう一つは私も含めた委員の力不足ではないかと私は思っております。</p> <p>そのあたりの「できなかったこと」は「できたこと」と等しい価値を持つ成果だと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>&lt;以下、「おわりに」(最終頁)に再掲&gt;</p> <p>「おわりに」の最後二段も、「これだけの人ががんばった」ということには一定の評価をすとしても、「まだまだ多くの人たちの力を引き出しきれなかった」という点をしっかり反省すべきではないでしょうか。</p> <p>税金を使ってやっている事業ですから、どれだけがんばったか、よりもどれだけの成果を出せたのか、が問われます。まだこれから成果を問われるという時点で、委員会自ら自身自身を褒めるのは、他者からみれば自己満足ではないでしょうか。国土交通省や庶務への謝辞も、もっと簡潔でよいと思います。</p>	村上
1 計画策定・実施	
<p>p.2 下から6行目(～言及すべきであろう。)以下に下線部追加</p> <p>また、関係省庁、自治体等との連携を積極的に展開し、事前に周到な調整を図るとしているが、そのための基本になる縦割り行政を打破するための具体策につ</p>	尾藤

意見	委員名 (敬称略)
<p>いても言及すべきであろう。</p> <p><u>「提言」およびそれを受けた「原案」には、これからの計画実施をめぐって河川管理者の権限を越える内容も含まれている。それは、これまでのように河川の内側のみを対象とする河川整備を続けていたのでは、環境、治水、利用等いずれをとっても本来の大きな目標を達成することができないという認識を背景としている。水質、土地利用の規制・誘導、水需要抑制などさまざまな点で議論が重ねられ、まだ「提言」と「原案」の間に一致しない面も残されているが、流域全体を含む総合的な整備計画へ出発しなければならないという河川管理者の判断と決意が、法的な権限外の分野まで踏み込ませているのであろう。この姿勢を評価し、関係省庁や自治体におかれても、河川管理者が新しい方向へスタートを切ろうとする各種の要請を真摯に受け止め、将来へ向けての対応が望まれる。</u></p> <p>なお、今回の整備計画の調査検討に基づく見直しなどにより、従前に計画されていた事業の中断あるいは変更に伴って特定の地域や住民に不利益が生じる場合には、環境修復や地域振興等に積極的に取り組まねばならないことはいうまでもない。</p>	
<p>(2) 情報の共有、住民との連携・協働、関係団体との連携</p>	
<p>p.2 (2) 6行目(下線部修正)</p> <p>今後の河川整備において、「原案」では計画の検討段階から関係住民、住民団体自然保護団体を含む関係団体等との連携を積極的に行い、合意形成に向けて日常的に信頼関係を構築していくことが重要であるとしている点は大いに評価できる。この役割の一つを河川レンジャー(仮称)に期待しているが、その具体的な行動指針と任務については河川レンジャー(仮称)が機能を十分果せるような仕組みを検討し、流域委員会あるいは流域住民の意見が十分尊重されるよう期待する。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>〔原文では叙述が不十分で何らかの追加が必要と思われること〕</p> <p>第24回委員会で吉田委員から「自然保護団体」は「住民」と「関係団体等」のどちらに入るのか?という趣旨の発言があり、河川管理者が「住民」か「等」か、どちらかに入ります。とあいまいとも受け取られる回答をされていました。そのあとの議論の流れで吉田委員が「(現状では)行政に対して批判的な意見を持つ団体が選ばれないという声もある」という趣旨の発言もありました。</p> <p>その後、はからずも第25回猪名川部会において、一般のかたのご意見として、自然保護団体を含む市民ネットワークから河川管理者に対して「円卓会議」を提唱したにも拘らず、河川管理者の側から、参加を見合わせるとの回答があったと</p>	<p>畚野</p>

意見	委員名 (敬称略)
<p>聞きました。</p> <p>その場で、私は「民主主義の原理」にもとる事案ではないか？また一般論として近頃行政側から「パートナーシップ」という言葉が頻用されるが、このような「トップダウン」型のやりかただけでは不十分ではないか？と言う趣旨の意見を述べました。</p> <p>それに対し取りまとめリーダーの田中委員から「その意見を半ページほどにまとめて出すように」と指示を受けました。</p> <p>以上の経緯をふまえて、(住民参加部会の検討を待ってますと間に合いませんので、)以下のような追加文案を提案いたします。よろしくご検討願います。</p> <p>〔注〕上記の意見陳述で、現時点では議事録等未入手のため、記載が正確でないところがあるかも知れませんが、ご容赦下さい。</p>	
<p>p.2 下から8行目(下線部修正)</p> <p>また、関係省庁、自治体等との連携を積極的に展開し、事前に周到な調整を図るとしているが、<u>そのための基本になる縦割り行政を打破するためのその連携のための基本になる具体策についても言及するべきであろう。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>意味は理解できるが、表現が適切でない。</p>	渡辺
<p>p.2 下から5行目(下線部追加)</p> <p>なお、今回の整備計画の調査検討に基づく見直しなどにより、従前に計画されていた事業の中断あるいは変更に伴って特定の地域や住民に不利益が生じる場合には、環境修復や地域振興等に積極的に取り組まねばならないことはいうまでもない。</p> <p><u>また、当初計画の事業を継続実施し、早期に完成させることこそ地域振興に繋がると主張する地域住民に対しても幅広い説得が必要である。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>現状において、説得力が浸透していない感がある。</p>	渡辺
2 環境	
(1) 基本的な考え方	
<p>基礎原案の中で少し気になることがあります。</p> <p>河川の縦横・横断形状の連続性に関連する記述の殆どが、人工的に手を加えて、滑らかにする工夫が述べられております。それはそれで結構なんですけど、これはあくまで河道形状の初期条件を与えたまでであって、その後は、「川が川をつくる」あるいは「自然が自然をつくる」といった理念に示されているように、河道の縦</p>	江頭

意見	委員名 (敬称略)
横断形状、平面形状は流水、流砂、植生の相互作用の中で形成されることが意識されていないように感じます。このような意見をどこかに挿入できないでしょうか。	
<p>p.3 5行目(下線部追加)</p> <p>これまでの河川整備は治水および利水に重点がおかれ、生態系や水質の保全など河川環境に対する<u>十分な配慮</u>が欠けていた。「提言」では、川づくりの理念の変革を求め、「自然は自然にしかつけれない」、「川が川をつくる」という認識のもとに、淀川水系がもつ多様な価値の復活に向けて、1960年代前半頃までの河川環境を目標として今後の河川整備を行うことを求めた。</p>	西野
<p>p.3 16行目(下線部追加)</p> <p>また、河川環境を大きく改変するダム計画については、事業中のダムについてさらに詳細な調査検討を行い、その間の工事を必要最小限のもの以外は着手しないとしている。これらはいずれも従来の河川整備計画の視点からは画期的なものであり、高く評価できる。</p> <p><u>但し、現段階において、調査・検討の継続期間が長期に及ぶことが懸念される。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>整備計画を今後20～30年間の河川整備に反映させるためには早期の調査・検討を必要とする。</p>	渡辺
<p>p.3 20行目(下線部修正)</p> <p>しかし、基礎原案の「整備計画の方針」や「具体的な整備内容」では、当面実施可能な事業による現状改変に大きな比重を置くあまり、従来型の治水・利治水事業の</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>順番を変えた方がよい。理由：他の文章では治水・利水となっている</p>	西野
(2) 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み	
<p>p.3 (2)1行目</p> <p>「原案」では、「地域ごとの生物の生息・生育環境に配慮するため工事の施工法の検証」<u>」</u>や「現状と変化を的確に把握するためのモニタリングを行い、結果をフィードバックするという順応的手法を採用する」<u>」</u>・・・</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理由：明らかに別の内容の話であるため、「」で分けるべき。</p>	西野
<p>p.4 3行目</p> <p>しかし「原案」が目標とする河川環境は、実施すべき河川整備の方向性を示しているものの、未だ抽象度の高い具体性を欠いた目標となっている。目標を実現</p>	西野

意見	委員名 (敬称略)
<p>するためには、達成度を具体的に評価する指標を速やかに検討・作成すること、<u>自治体や農林水産省部局などの関係機関との連携を含めた実現の手段と時系列的な取り組みを明確にする必要がある。</u></p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理由：農林水産部局とは、どこの部局を指すのか不明確なため</p>	
(3) 河川の総合管理に向けた河川環境の統合的管理システムの構築	
<p>p.4 (3) 7行目</p> <p>このため、情報の集約・公表・共有あるいは評価手法の開発のための場(組織)の確保が求められる。「原案」にある「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」は一つの出発点として<u>評価できる重要であるものの、将来的には水質・水位・水量及び生態系全般を対象とする広域的かつ統合的な管理機構(欧州におけるリバー・オーソリティをモデルとする)</u>についての検討・実現が望まれる。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理由：原案の「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」に対する評価を書くべき</p>	西野
(4) さらに検討すべき主な事項	
<p>p.5 3行目</p> <p>また、琵琶湖では、<u>湖岸道路により水陸移行帯が大規模に分断されていることから、内湖や水田との連続性を修復し、生息地間の生物の移動経路を保障し、連続性を確保することが緊急の課題重要である。</u>そのため、慎重な事前調査を行い、施工後のモニタリングを継続し、順応的に対応する必要がある。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理由：「水陸移行帯の分断を保証する」のは文章としておかしい。また「連続性を確保する」では意味が解りにくい。</p>	西野
<p>p.5 3行目</p> <p>また、琵琶湖では、<u>現在湖岸道路湖岸堤によるより水陸移行帯のが分断されており、今後内湖や水田との連続性の修復、生息地間の生物移動を保障し、連続性を確保することが重要である。</u></p> <p>&lt;訂正理由&gt;</p> <p>このままでは「水陸移行帯の分断」も重要である。という文脈になる。</p>	藤井
<p>p.5 6行目</p> <p>・・・。<u>侵略的外来種の侵入に対しては繁殖しにくい自然環境を回復させる視点から、外来種対策とそのための調査研究などが重要かつ不可欠な課題である。</u></p> <p>&lt;コメント&gt;</p>	西野

意見	委員名 (敬称略)
<p>理由：invasive alien species の訳。最近はこのように訳すことが多いため</p> <p>p.5 8行目へ挿入</p> <p>・・・。侵略外来種の侵入に対しては繁殖しにくい自然環境を回復させる視点から、外来種対策とそのための調査研究などが重要かつ不可欠な課題である。</p> <p><u>さらに、「持ち込ませない」「放さない」という方策について関係機関と協働し、一般にもその意義をPRすることが重要である。</u></p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>(4)の文の最後に追加してほしい</p>	紀平
<p>p.4 下から2行目 下線部追加</p> <p>なお、河川や湖の生物多様性、生態系機能、生物再生産をこれ以上低下させないためには、河川管理者のみならず流域の関係機関や住民が淀川水系全域が保全地域であると認識するよう、河川レンジャー(仮称)等の仕組みを通して流域住民に周知徹底するとともに住民参加を促進していく必要がある。</p> <p>また、琵琶湖では、・・・・・・</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>河川レンジャーについて、きのう委員会で意見を述べさせていただきました。3つのうち、1つは、評価できるところは評価するということに共感を覚えたことと2つ目に、河川レンジャーは、周知徹底(普及・啓発・学習)する(意見書原案5ページ)だけでなく、住民参加も促進する役割について更なる検討が必要。</p> <p>3つ目に、そういう大切なことは、事前にきめることと、やりながら決めていくこととある中で、特定の河川だけでなく全河川で検討を始めだし、互いの交流・情報交換も必要と発言させていただきました。住民参加・住民意見聴取をスムーズにしていく仕組みのひとつがレンジャー制度でもあることから、実施の時には全体に広がってほしいと思います。</p> <p>私は、河川レンジャーは、川づくりを住民とともにしていくための大切なつなぎ役になると考えています。</p>	本多
3 治水	
(1) 基本的な考え方	
<p>p.5 (1)の最終行</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>このため流域委員会は、これからの治水計画では「超過洪水・自然環境を考慮した治水」「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的とする必要があると提言した。これに対して「原案」では、治水・防災についての基本的な考え方として、「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面</p>	寺田

意見	委員名 (敬称略)
<p>にわたって推進する」「狭窄部下流の安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る」としており、「提言」の主旨をよく反映しているが、治水においても自然環境を考慮した方策をとるという記述の追加が望まれる<u>をとることが明確にされるべきである。</u>(下線部修正)</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>これ以外にも「・・・が望まれる」という結びの表現が多く出てきますが、すべて「・・・すべきである」とか「必要である」という表現に修正する方がよいと思います。</p>	
(3) 浸水被害の軽減・解消	
<p>p.6 (3) 1行目(下線部修正)</p> <p>「原案」では、狭窄部上流における対策として「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として検討する」としているが、これには次の<u>二つ三つ</u>の問題が指摘される。</p> <p>&lt;上記の根拠理由&gt;</p> <p>河川管理者がこれまでに示した川上ダムの代替策の検討において、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」が必要以上に重視されており、「超過洪水による壊滅的被害の回避」が考慮されていないのではないかという懸念を持ったため。</p>	原田
<p>p.6 下から10行目(下線部修正)</p> <p>一般論としていえば、論理性あるいは他河川との整合性から確率洪水に優位性があるといえるが、確率洪水にもとづく河川整備計画の完成の目途が立たない現状から判断すると、<u>がある。対象を狭窄部上流に限定する場合にはのではなく既往最大洪水を採用することに積極的に異を唱えるものではない。のが良策であろう。</u></p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>この部分について疑問が残ります。</p> <p>水害輪廻の脱却からも淀川水系における整備計画では確率式法の最大高水流量数値は採用しない方針になったと認識しておりますが。</p>	田中真澄
<p>p.7 1行目(下線部追加)</p> <p>これまでの河川整備計画の欠点の一つは、計画に示された目標を達成するには膨大な経費と長期の年月が必要であり、達成の目途すら立てられないことである。達成の見込みがない目標は無価値であり、住民に期待・失望・不信をもたせるという意味では害悪とさえいえる。したがって、計画の立案に際しては「目標の達成期間」を考慮する必要があり、進捗状況をつねに公表するとともに、遅れを生じた場合は理由を明示することが望まれる。</p> <p><u>三つには、超過洪水への対応軽視の危険性である。委員会は提言の「4-3治水計</u></p>	原田

意見	委員名 (敬称略)
<p>画のありかた (3) 地域特性に応じた治水安全度の確保」において、<u>狭窄部上流のような水害頻発地域について「これらの地域については、水害の発生頻度(発生危険性)、土地の利用状況、社会的重要度などの地域特性に応じた治水安全度を早急に確保することが重要である。治水安全度を確保する河川整備方式にはそれぞれの地域に適した方式の採用が必要であるが、この場合でも、超過洪水による壊滅的な被害を回避するものとしなければならない。」と述べている。狭窄部上流の治水策の検討においても、「超過洪水による壊滅的被害の回避」が重視されなければならないことを忘れてはならない。</u></p> <p>&lt;上記の根拠理由&gt;</p> <p>河川管理者がこれまでに示した川上ダムの代替策の検討において、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」が必要以上に重視されており、「超過洪水による壊滅的被害の回避」が考慮されていないのではないかという懸念を持ったため。</p>	
(4) その他重要事項	
<p>p.7 土砂対策(文末に下線部挿入)</p> <p>「土砂対策」では、「原案」に述べられているように「山地から海岸までの土砂収支のバランスを図る」ことが重要であり、「原案」に示された事項のほか、ダムや堰における土砂移動の連続性を回復させることが重要である。</p> <p><u>なお、土砂移動の連続性に加えて、既往最大規模の出水時には、河道に対して大量の土砂や流木の流入がある。これらは洪水災害の拡大要因になるので、河道整備に際してはこれらを考慮しておくことも重要である。</u></p>	江頭
<p>p.7 地震(文末に下線部挿入)</p> <p>なお、海域における大規模埋立に対しては、洪水の流下と高潮・津波の遡上を考慮して設定された「河川保全区域」をもとに規制することが必要である。</p> <p><u>さらに、地震被害と出水とが重なる可能性もあることから、最悪の事態を想定した危機管理のあり方について日頃から検討しておくことも必要である。</u></p>	江頭
4 利水	
(1) 基本的な考え方	
<p>p.8 1行目～</p> <p>このため、「提言」で流域委員会は、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要があるとしている<u>への転換の必要性を提言した。</u></p> <p><u>この点「原案」では、利水についての基本的な考え方として、その第1に「水需要の抑制」をかけた、さらに、「水需要の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す」、「水需要の抑制を図るべく利水者や自治</u></p>	寺田

意見	委員名 (敬称略)
<p>体との連携を強化する」としているが、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。しかしながら、<u>何のための「水需要抑制」であるのか</u>ということが不明確である。利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、「<u>利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない</u>」ということ<u>を明確にする必要がある</u>。(下線部修正)</p>	
(3) 湧水への対応	
<p>p.8 下から 13 行目 (下線部、誤植の修正) 「取水調整の円滑化」の前提とされている「近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下」は新たな水資源開発の口実にも用いられており、</p>	渡辺
5 利用	
(2) 河川整備の方針等について	
<p>p.10 7 行目 河川保全利用委員会の委員構成について &lt;河川保全利用委員会の委員構成についての意見&gt; 環境・利用部会の意見になるかもしれませんが、河川保全利用委員(仮称)は、当初は河川利用委員会(仮称)の名称での設置が検討されていましたが、<u>利用</u>だけでは不適切であり、<u>保全</u>を入れるべきとの提案で河川保全利用委員会(仮称)という名称にされた経緯があります。また委員の構成も当初は学識経験者、沿川自治体、地域住民とされていましたが、説明資料(第2稿)以降は地域住民が外れ、学識経験者と沿川自治体の構成となっています。地域住民が外れた理由としては、地域住民が直接的な利用者又は利用関係者になる可能性があるから、というふうに解せられますが、この場合、住民不在の構成は無意味と考えられるため、直接的な利用者や利用関係者とならない住民代表を構成員に入れてはどうかと考えます。なお、沿川自治体によっては都市計画の中に河川利用計画を持っているところもあり、委員構成も含め、この委員会設置には十分な検討が必要であると思われま</p>	渡辺
(4) 漁業	
<p>p.10 漁業については、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる」とあり、生業として漁業が継続的に成り立つよう横断方向・縦断方向の連続性の回復などに配慮すべきである。その成果のモニタリングと評価のあり方についても検討する必要がある。 特に、琵琶湖における漁業者は、伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そ</p>	寺川

意見	委員名 (敬称略)
<p><u>のものは琵琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが特に重要である。</u></p> <p>(第25回委員会・参考資料2「基礎原案(整備内容シート含む)に対する委員からの意見」から、川那部委員の意見を引用 P26)</p>	
<p>p.10</p> <p>漁業については、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる」とあるが、<u>横断方向・縦断方向の連続性の回復も含め、生業として漁業が継続的に成り立つように配慮すべきである。</u>その成果のモニタリングと評価のあり方についても検討する必要がある。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理由：連続性を回復するだけでは漁業の復活は難しいため、言葉の順番を変え、少し言葉を足しました。</p>	西野
<p>p.10</p> <p>漁業については、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる」とあり、生業として漁業が継続的に成り立つよう横断方向・縦断方向の連続性の回復などに配慮すべきである。その成果のモニタリングと評価のあり方についても検討する必要がある。</p> <p><u>従来、河川管理者と河川漁業組合との関係においては対立関係もしくは補償するものと補償されるものの関係がめだっていたが、河川を協働で管理するものとしての関係を構築・強化することが今後の重要課題である。</u></p>	原田
<p>p.10</p> <p>漁業については、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる」とあり、生業として漁業が継続的に成り立つよう横断方向、縦断方向の連続性の回復などに配慮すべきである。その成果のモニタリングと評価のあり方についても検討する必要がある。</p> <p><u>なお、琵琶湖の漁業復興については滋賀県独自の対応には限界があり、河川管理者としては滋賀県と積極的に連携を図り、水産資源の保護・再生に配慮すべきである。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>琵琶湖の漁業は環境悪化により、かなり深刻な状況にあるため、統合的な対策が必要である。</p>	渡辺
6 維持管理	
(1) 河川管理施設の機能保持	
p.11 (1) 5行目	服部

意見	委員名 (敬称略)
<p>除草時期については梅雨期や台風期の前に実施するとしているが、さらに生態系への考慮が望まれる。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>堤防法面植生については使用する植物種および除草時期について十分な配慮が望まれる(外来種対策、郷土種・郷土個体群の使用、花粉症対策、年2~3回の除草の実施、稀少種の保全に向けた除草時期など)</p>	
(2) 許可工作物(橋梁・樋門・魚道)	
<p>p.11 17行目(下線部追加)</p> <p>河川生物の遡上・降下を保障するためには魚道の機能点検・維持管理を行うことが必要であり、流域一貫の視野で自治体・土地改良区・水利組合・漁業組合など管理者や流域住民との整合性ある協議・調整が望まれる。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>漁業組合にとっても重要課題である。</p>	渡辺
7 ダム	
<p>p.12 4行目(下線部追加)</p> <p>一方、「原案」では、事業中のいずれのダムについても「調査検討」を継続としているため、現段階で評価し意見を述べることはできない。<u>しかし、実施の判断には社会的合意の形成が不可欠である。</u></p>	田中真澄
8 関連施設	
<p>p.12 下から13行目(下線部追加)</p> <p>「原案」で「淀川河川公園基本計画の見直しを行う」としたことは評価できる。ただし、見直しの検討を行う「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」には学識経験者・自治体に加えて住民代表を参加させることが望まれる。<u>さらに「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」の設置には「河川保全利用委員会(仮称)」との関りも考慮に入れる必要がある。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>河川敷公園については「河川保全利用委員会(仮称)」において調査・検討されるべきところがあると理解する。</p>	渡辺
おわりに	
<p>1~9の内容についてはほぼ異論ございません。</p> <p>それよりも、「はじめに」と「おわりに」のトーンが気になりました。河川管理者の原案を積極的に評価している点(苦言つきではありますが)、また流域委員会の活動を「成功」「斬新」と書いている点に違和感を感じます。</p>	村上

意見	委員名 (敬称略)
<p>「おわりに」の最後二段も、「これだけの人ががんばった」ということには一定の評価をするとしても、「まだまだ多くの人たちの力を引き出しきれなかった」という点をしっかり反省すべきではないでしょうか。</p> <p>税金を使ってやっている事業ですから、どれだけがんばったか、よりもどれだけの成果を出せたのか、が問われます。まだこれから成果を問われるという時点で、委員会自ら自分自身を褒めるのは、他者からみれば自己満足ではないでしょうか。国土交通省や庶務への謝辞も、もっと簡潔でよいと思います。</p>	